

令和2年12月22日開会

令和2年12月22日閉会

志太広域事務組合議会

12月臨時会会議録

志太広域事務組合議会

令和2年12月志太広域事務組合議会臨時会目次

| | |
|-----------|---|
| 会期及び会期中日程 | 1 |
|-----------|---|

第1日 12月22日（火曜日）

| | |
|---|----|
| 1. 出席議員 | 2 |
| 2. 出席説明員 | 3 |
| 3. 職務のため出席した職員 | 3 |
| 4. 議事日程 | 4 |
| 5. 開会 | 5 |
| 6. 開議 | 5 |
| 7. 会議録署名議員の指名 | 5 |
| 8. 諸般の報告 | 5 |
| 9. 会期の決定 | 5 |
| 10. 第14号議案 令和2年度志太広域事務組合一般会計補正予算 （第3号） | |
| (1) 提案理由の説明 | 6 |
| (2) 質疑 | 7 |
| (3) 討論 | 18 |
| (4) 採決 | 21 |
| ア、第14号議案（賛成多数・可決） | 21 |
| 11. 閉議・閉会 | 21 |

令和2年12月志太広域事務組合議会臨時会会期及び会期中日程

1. 12月臨時会会期 12月22日（火） 1日

2. 会期中日程

| 月 日 | 曜日 | 会議種別等の内容 |
|--------|----|--|
| 12月22日 | 火 | 本会議 ○開会・開議 ○会議録署名議員の指名 ○諸般の報告 ○会期の決定 ○第14号議案 上程、提案理由説明、質疑、討論、採決 ○閉議・閉会 ○議会運営協議会（午前9時20分） ○全員協議会（午前9時40分） ○全員協議会（本会議終了後） |

1 2 月 2 2 日 (火曜日)

○出席議員（16人）

| | | | |
|-----|-------|----|-----------|
| 1番 | 石井通春 | 議員 | （藤枝市議会議員） |
| 2番 | 多田晃 | 議員 | （藤枝市議会議員） |
| 3番 | 石田江利子 | 議員 | （焼津市議会議員） |
| 4番 | 松島和久 | 議員 | （焼津市議会議員） |
| 5番 | 遠藤久仁雄 | 議員 | （藤枝市議会議員） |
| 6番 | 松寄周一 | 議員 | （藤枝市議会議員） |
| 7番 | 村松幸昌 | 議員 | （焼津市議会議員） |
| 8番 | 杉田源太郎 | 議員 | （焼津市議会議員） |
| 9番 | 岡村好男 | 議員 | （藤枝市議会議員） |
| 10番 | 山根一 | 議員 | （藤枝市議会議員） |
| 11番 | 池谷和正 | 議員 | （焼津市議会議員） |
| 12番 | 青島悦世 | 議員 | （焼津市議会議員） |
| 13番 | 藪崎幸裕 | 議員 | （藤枝市議会議員） |
| 14番 | 鈴木浩己 | 議員 | （焼津市議会議員） |
| 15番 | 渋谷英彦 | 議員 | （焼津市議会議員） |
| 16番 | 大石保幸 | 議員 | （藤枝市議会議員） |

○欠席議員（なし）

○出席説明員

| | | |
|-----------|---------|--------|
| 管 理 者 | 北 村 正 平 | (藤枝市長) |
| 副 管 理 者 | 中 野 弘 道 | (焼津市長) |
| 中部看護専門学校長 | 香 川 二 郎 | |
| 事 務 局 長 | 長 井 孝 仁 | |
| 事 務 局 次 長 | 松 田 兼 利 | |
| 消 防 長 | 松 浦 一 仁 | |
| 消 防 次 長 | 大 橋 充 | |

○監 査 委 員 鈴 木 正 和

○職務のため出席した職員

| | | |
|-------|---------|---------------------|
| 書 記 長 | 大 畑 範 芳 | (藤枝市議会事務局長) |
| 次 長 | 森 谷 浩 男 | (藤枝市議会事務局次長) |
| 書 記 | 渥 美 直 人 | (藤枝市議会事務局主幹兼議事担当係長) |
| 書 記 | 岡 真 太郎 | (藤枝市議会事務局主任主査) |

令和2年12月志太広域事務組合議会臨時会議事日程

日時／令和2年12月22日（火）午前10時00分開議

場所／藤枝市岡部支所3階 議場

第1 開会・開議

第2 会議録署名議員の指名

第3 諸般の報告

（1）管理者提出議案の受理について

（2）例月出納検査結果報告の受理について

第4 日程第1 会期の決定

第5 日程第2 第14号議案 令和2年度志太広域事務組合一般会計補正予算（第3号）

以上 1件上程（管理者から提案理由の説明、事務局長から補足説明）

1 質疑

2 討論

3 採決

第6 閉議・閉会

◎本日の会議に付した事件

午前10時00分開議

○議長（大石保幸議員） おはようございます。

ただいまから、令和2年12月志太広域事務組合議会臨時会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、4番 松島和久議員、12番 青島悦世議員を指名いたします。

ここで、書記長から諸般の報告をいたします。

○書記長（大畑範芳） 議長。

○議長（大石保幸議員） 書記長。

○書記長（大畑範芳） 御報告いたします。

初めに、本臨時会へ管理者から、「第14号議案、令和2年度志太広域事務組合一般会計補正予算（第3号）」の送付があり、これを受理いたしました。

次に、監査委員から、例月出納検査結果報告書（令和2年8月分、9月分、10月分）の送付があり、これを受理いたしました。

以上でございます。

○議長（大石保幸議員） 監査委員から報告のありました例月出納検査結果報告の一覧及び報告書の写しは既に配付済みでありますので、御了承願います。

以上で報告を終わります。

受理した報告事件一覧
〔監査委員報告〕

| | | | |
|---|-----------|----------|-------------|
| 1 | 志太広域監第12号 | 令和2年8月分 | 例月出納検査結果報告書 |
| 2 | 志太広域監第14号 | 令和2年9月分 | 例月出納検査結果報告書 |
| 3 | 志太広域監第15号 | 令和2年10月分 | 例月出納検査結果報告書 |

○議長（大石保幸議員） 日程第1．会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。この臨時会の会期を本日1日としたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大石保幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、会期は1日に決定をいたしました。

○議長（大石保幸議員） 日程第2. 第14号議案、以上1件を議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

○管理者（北村正平） 議長。

○議長（大石保幸議員） 管理者。

（登壇）

○管理者（北村正平） おはようございます。

ただいま上程されました、「第14号議案、令和2年度志太広域事務組合一般会計補正予算（第3号）」につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,167万1,000円を追加し、予算総額を116億677万7,000円にしようとするものであります。

主な補正内容は、歳入では、分担金及び負担金4,167万1,000円を増額しようとするものであります。

歳出では、鉄くず類の処理量増加及び処理単価の上昇により、また、陶磁器・ガラスくず資源化処理量の増加により、それぞれ鉄くず類の処理及び陶磁器・ガラスくず資源化処理を行うための委託料の補正として、衛生費のうち、ごみ処理費1,428万1,000円を増額、地中埋設物処分に伴う建設費増額により、新藤枝環境管理センター建設費2,739万円を増額しようとするものであります。

また、このほか債務負担行為の追加を行うものであります。

以上、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○事務局長（長井孝仁） 議長。

○議長（大石保幸議員） 事務局長。

（登壇）

○事務局長（長井孝仁） 私から、「第14号議案、令和2年度志太広域事務組合一般会計補正予算（第3号）」について、補足の説明をさせていただきます。

補正予算書をお願いいたします。

補正予算書を1枚めくって、1ページを御覧ください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれに4,167万1,000円を追加し、予算総額を116億677万7,000円とするものでございます。

7ページ、8ページをお願いいたします。

歳入につきましては、1款1項の分担金について、歳出の増額分を調整した4,167万

1,000円を増額し、68億2,613万円にしようとするものであります。

9ページ、10ページをお願いいたします。

歳出につきましては、まず、3款衛生費の2項2目のごみ処理費1,428万1,000円の増額は、右側の説明欄にあるリサイクルセンター運転管理費の鉄くず類処理業務の処理量の増加及び処理単価の上昇によるもの、また、陶磁器・ガラスくず等資源化処理業務の処分量の増加により、委託する経費について補正を行おうとするものであります。

次に、6目新藤枝環境管理センター建設費は、新施設の建設における地盤改良工事の施工箇所にコンクリート状の埋設物が確認され、工事計画に支障が生じたことから、撤去作業を追加し、今回、最終的な変更内容及び変更金額が確定したことから、必要となる工事請負費について補正を行おうとするものでございます。

ページを戻りまして、4ページをお願いいたします。

債務負担行為補正につきましては、藤枝及び大井川環境管理センターの現施設の閉鎖作業に係る2事項について追加をさせていただくものでございます。

藤枝環境管理センター閉鎖事業費は、限度額1億600万円、大井川環境管理センター閉鎖事業費は、限度額1億1,200万円で、両施設とも3月末の閉鎖に伴い、汚泥搬出量を削減し、その後の清掃、搬出、運搬、処分の一連の業務を適正かつ円滑に行うためのものであります。

以上、第14号議案について、補足の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（大石保幸議員） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

ここで、しばらく休憩いたします。

休憩中に、上程議案1件に対する質疑のある方は通告願います。

午前10時8分 休憩

午前10時8分 再開

○議長（大石保幸議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、上程議案1件に対する質疑を行います。

通告がありますので、発言を許します。

1番 石井通春議員。

○1番（石井通春議員） 議長。

○議長（大石保幸議員） はい、石井議員。

○1番（石井通春議員） 第14号議案、令和2年度志太広域事務組合一般会計補正予算（第3号）、この予算案に出されております藤枝環境管理センター工事におきます地中障害物除去のための上乗せ工事費2,739万円の増額について問います。

工事もほぼ完了している状況で、なぜ追加の工事が必要になっているかが問われる問題だと思っております。

まず、地中障害物の報告が今になった点についてです。

組合からいただきました資料を皆様にお配りしておりますので御覧になっていただきたいと思っておりますけれども、わかりやすいようにカラーコピーをいたしました。40枚コピーしましたので、2,000円かかっています。

支持グラウンドレベル6,500までを工事対象としておりましたが、さらにその下、グラウンドレベル7,400といったところまで地中障害物が存在していることがわかりました。その量は725㎡と大変多くなって発生しております。この図でいいますと、カラーの部分ですね。この範囲ですけれども、新設されますうちの処理棟部分のおよそ3分の2にあったと。あと、下のほうにぽつんと1つありますが、これは管理棟ですけれども、そこにも1つ、一部存在していたということでございます。

我々議員は、これまで二度の全員協議会で工事の進捗状況の説明を受けてきましたが、この報告はありませんでした。あったのは、工事は全て順調で、95%、もう完了しておりますと。つまり、もうほぼ完成しておりますので、現地が実際どうなっていたかという、これを検証するすべも、もうありません。当然志広組はこの事態を把握していたはずですが、なぜ工事ほぼ完了しております今日になってこの予算を提出する、議会に報告するということですが、なぜ今日になったのかというのが質問の第1です。

次に、業者言いなりになっていないかということです。住民の立場になっていないのではないかということです。

問題の地中障害物が発生した場合の取決めの原則となりますのは、業者と組合が締結いたしました要求水準書（契約書）です。これが基本中の基本となるのは当然です。契約書です。その契約書ではどうなっているかと。

工事条件中の項目に「地中障害物」と書かれておまして、ここに書いてある文章をそのまま読みますと、「地中障害物の存在が確認された場合は、監督員、組合ですね、組合の承諾によって、受注者、業者ですね、業者の負担において適切に処理する」と明

確に「業者負担」としてしています。これが契約条件なのが第1です。

一方で、業者も、この掘ってみなければわからないという危惧から、契約前のヒアリングにおいて、この項目については何度か組合に問合せをしております。その記録が問答記録として残っておりますが、そこによりますと、業者は、「組合の土地に建設するものであって、受注者においてはコントロールできませんから、よって、こういう地中埋設物が出た場合は、組合によって負担を願いたい」と聞いております。さらに、「大量のコンクリートがらなど想定できない場合も組合の負担でお願いしたい」とも聞いております。それに対する組合の答えは、「協議によるものとします」です。つまり組合負担と明言しておりません。

そもそもこの曖昧な状況のままスタートしたこと自体問題ではありますが、今回の追加負担は、契約上はあくまでも業者にあるはずですが、この補正の組合負担は、自ら契約している内容に反するものではないんですか。納税者の立場での説明を求めたいと思います。

ここでいう納税者の立場とは、追加負担する根拠がないのに、なぜまた税負担をしなければいけないかということです。

納税者の立場に立てば、たとえ協議を行えども、契約書どおり業者の負担を求めることは何らそごがないはずですが、組合と業者の立場ではない明確なお答えを求めたいと思います。

また、費用負担2,739万円となっている根拠はどこにあるのか。

工事費全体が幾らで、どこまでが業者負担で、どこまでが組合負担としているのかと。こうした根拠はどこにあるのか、説明を求めます。

最後に、再発防止についてです。

過去に斎場建設において、今回と同様の事態、追加工事ですね、負担、と同様の事態を組合はしております。大型の工事を請け負う組合として、こうした事態が再発したことをどう捉えているか。

今後、クリーンセンターという、これまで以上に広大な土地を有する工事を控えている組合は、同じことを繰り返した教訓を今後どう生かすのか。再発防止の取組みが具体的に求められていると思いますがいかがですか。

次に、組合の組織についてです。

今回のように、業者から工事費上乘せが要請された場合は、その工事が本当に必要か

どうか、組合の中でどれだけ検証できるのか。かつて組合の中にも、数名ですが、両市から派遣されました職員のほかに、組合のほうで採用して、主に技術畑一筋で勤務するプロパーと呼ばれます職員がおりましたが、今は1名いるだけです。

2017年、我々が視察に行きました練馬区の清掃工場。ここでは、ごみを搬入する従業員も工場の運転を行う技術者も、全て自治体の職員の直営でした。この理由は、委託にすると業者言いなりになる。つまり、業者としてはもうけたいので、大した故障でなくてもすぐ修理を依頼すると。それに対して、「修理しなくても大丈夫じゃないか。お金をかけない」と言えるような知識がないと、業者のどうしても言いなりになってしまうと。イコール税金の無駄遣いになってしまうと。そのため、職員としてこういう採用を行って、技術者を養成しているとのことでした。

都内と志広組では一概に比較はできませんけれども、藤枝も焼津も、例えば、道路とか河川とか、そうした分野では、業者を指導できる市の職員が何人かおられます。数年単位で派遣を繰り返すといったこの組合のあり方を改めて、業者と対等に渡り合える仕組みが必要だと思いますけれども、どう考えますでしょうか。

以上です。

- 議長（大石保幸議員） 当局から答弁を求めます。
- 事務局次長（松田兼利） 議長。
- 議長（大石保幸議員） 事務局次長。
- 事務局次長（松田兼利） 石井議員にお答えいたします。

初めに、議会への報告時期についてですが、地中埋設物は、平成31年2月に処理棟の掘削において確認し、令和2年2月に管理棟の掘削を終え、全体量が確認されました。今回の工事は、長期にわたる工事でありまして、複数の要因によります工事の増減が発生していることから、工事内容を精査し、最終的に全体事業費を確定したため、今日の報告に至りました。

次に、契約内容に反していないかについてでございますが、当初契約の工事内容につきましては、建設業法第20条第3項により、できる限り具体的な内容を提示することとしており、地中埋設物につきましては、確認困難な要因であるため、多量に発生した場合は「協議によるもの」としております。

今回、地中埋設物の量が処理棟面積のおおむね3分の2に当たり、多量なものであり、これに対処しなければ建設工事を行うことができないものであるため、工事約款第18条

第1項第5号の施工条件について予期することのできない特別な状態が発生したことから、条件変更の対象としまして、工事約款第24条第1項により、請負代金について協議したものでございます。

この協議に基づく増額につきまして、今回、補正予算をお願いするものでございます。

次に、費用負担額の根拠についてでございますが、受注者から見積りについて、組合及び施工監理業務の受託者において、埋設物の数量の確認及び公共積算基準等による精査をし、受注者と組合で協議をした結果、変更内容及び変更額が整いましたので、予算計上に至っております。

次に、組合としての対応についてですが、全体の工事期間が2年8カ月に及ぶ長期工事であり、複数の要因による工事費の増減が発生しております。この変更につきましては、県の設計変更ガイドラインにおいても可能とされていることから、工事全体の契約内容が確認できる工期末に一括して変更契約手続を行うこととします。

次に、志広組での検証についてですが、組合発注の工事につきましては、適正かつ確実に行うため、実施設計の審査や施工承認の審査及び工事監理等について、専門分野の技術士等が監理業務を行う業務委託による支援を受け、組合における専門技術職員が対応しております。

今回も、こうした業務委託を踏まえ、変更内容等を精査して、適切に対応しております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（大石保幸議員） はい、石井議員。

○1番（石井通春議員） 一連のお答えは、ほとんどお答えになっておりません。

まず、報告についてでございますけれども、お答えは、令和2年2月に管理棟の掘削を終えて最終確認をして、それによってその契約変更内容を確定したから今回になったというのが主なお答えでございましたけれども、その前にお答えしておりますが、地中埋設物の存在は処理棟、先ほどお配りしました、これですね、ほとんどが処理棟にあります。志広組がこの処理棟の地中埋設を把握したのは、平成31年2月とお答えされています。今から2年近く前です。ですから、既に2年近く前に、ここは大部分地中埋設物があるということは把握していたんですね。なぜその時点で公表できなかったのか。

管理棟にごく一部ありますが、全体を見てからとか、契約内容の変更が確定してからという話ではないんですよ。我々は、95%完了してますから安心してくださいという報

告を受けている。

一方で、この重大な埋設物の工事が、撤去の工事がもう進められていたわけですから、それも当然報告なきゃおかしい。事実として今から2年近く前に把握したところで、その後も全協ありましたが、そこでこの事実はやっぱり公表すべきものではないんですか。軽微なものまで出せとは言いませんけれども、これだけのものがあるわけです。そこはまずお答えいただきたいと思います。

それから、契約の業者言いなりの感じの契約書の中身のところでございますけれども、これも一応、組合のお答えの基本は、協議の結果、増額変更で対応することが適正であったと、決断に至ったというものです。この協議によるものというのは、契約書。もともと契約書というのは、あくまでも基本中の基本になるはずのものでありますが、契約書には何て書いてあるかという、しつこいようですけれども、地中障害物の存在が確認された場合は、受注者の負担において適切に処分すると書いてある。これ以上わかりやすい表現があるのかと思うぐらい適切に書いてあるんですよ。書いてある。

「協議によるもの」というのは、それに基づいて組合と業者が行った問答集の中に書いてある言葉です。これは、「そういう地中埋設物が出た場合にどうしますか」と。

「組合負担してください」と業者が聞いているんですが、それに対して組合は、「協議によるもの」と答えている。それです。それをもって今回の組合負担を適正としているんですね、主には。

百歩譲って、この問答集の「協議によります」というものを根拠にされても、「負担します」とは書いておりません。さらに百歩譲って、その協議の場で、組合と協議の場があるわけですから、契約書が事業者負担となっていることをなぜ毅然と言わなかったのか。納税者の立場からと言ったのは、この契約書ですので、たとえ対応のものであっても、なぜ納税者はまたさらに追加負担しなければいけなかったのかと思うのは当然です。

この問いに対しまして志広組は答えるべきだと私は聞いたんですが、それに基づいてお答えをお願いしたいと思います。

そして、報告同様、契約書もそもそも曖昧な状況でスタートしたということが問題になってしまっていると思うんですけれども、後からこういう対応が迫られたという、追加工事が必要な場合はどうしてもこれは出てくるわけで、掘る前から全てわかるわけではありませんから、そういう対応は当然今後も出てくるはず。そういう場合どうす

るかということが問われてくると思うんです。

そのためにというか、そういうことでDBOというやり方を採用しているわけですね、金額だけの競争ではなくて。このDBOの項目の中には、地元貢献といったところも含まれていまして、そうしたところに織り込むことも可能で、あと、自治体によりましては、公契約制度といったところもつくるところもありますけれども、こういう後から出てきたときに幾らでも対応ができるように、事前に契約上のところで工夫することはできるはずで。後から工事費が膨れ上がることがないように、契約書におけます強い表現といったものが、はっきりした表現といったものが、これは必要だと考えますけれども、これは今後についてのことになりますが、どう考えますでしょうか。

そして、再発防止の取組みについてなんですけれども、これも、そのお答えが、工期末に一括して契約変更するのが適正ということをお答えいらっしゃいますが、私の質問をまともに聞いているのかと思います。私が聞いているのは、再発防止策です。斎場に続き今回も追加工事費用の請求が組合にされていますが、本来あってはいけないことだと私は思いますが、これを繰り返しているんですね。ですから、そういうことがないように再発防止策をどうするかと聞いております。

そして、人材の育成については、その監理業務を結局委託しているということでお答えありました。その監理業務の委託の計算、そういった文書は、これはもう組合のほうからいただいておりますけれども、当初、水 i n gからは4,267万円の請求が来たんです、組合に。これに対して、組合のほうで新たに新たに出たものに対する分だけを負担するとして、機械運搬費や仮置場の地代などの請求があったんですが、これは当てはまらんだろうということで除去しております。これで結果、今回2,739万円になったということですね。

これを委託で計算してもらった。委託会社が計算したものです。何とか減らそうという努力は見えるんですよ、これは、組合のほうでも。でも、これは組合がやったわけではなくて、委託がやっているんです。だから、こういう立場ではっきりと物が言える職員の育成が必要じゃないかと。委託をすること自体、その必要性は組合も認めている裏返しだと思っておりますけれどもね。そういう立場で私は聞いておりますので、適正だただ言うだけじゃなくてね、そういうことに対しましても、どう考えるかということでお答え願いたいと思います。

○議長（大石保幸議員） 事務局次長。

○事務局次長（松田兼利）　まず、1点目の地中埋設物の存在を把握した時点での公表が必要ではないか、これにつきまして、処理棟の掘削におきましては、地中埋設物が発見されたことによりまして、管理棟でも埋設されている可能性が高くなってまいりました。管理棟での掘削により全量を把握したのは令和2年2月となります。令和2年10月に全ての変更内容が確認するに至りました。この工事は議会の議決をいただいて契約させていただいている案件であることから、今後は、このような事業につきましては、変更協議が必要な事項を把握した上で速やかに報告してまいります。

続きまして、2点目の契約上の負担についてでございますが、本組合においても準用しております県の設計変更ガイドラインにおいて、設計図書における仕様書である要求水準書と質問回答書に相違がある場合の優先順位としましては、質問回答書を優先するとされております。今回の事項につきましては、要求水準書において、「地中障害物の存在が確認された場合は、監督員の承諾により受注者の負担において適切に処分する」。これに対しまして、業者より、「構造体の残置や大量のコンクリートがらなど想定できない量の地中障害物があった場合について、貴組合で負担お願いします」との質問に対しまして、地中障害物の内容も数量等もこの時点では確認できませんので、「協議によります」と回答しております。これにより入札をされておりますので、当初契約には、ここの地中埋設物については含まれておらない状況でございます。

今回の事項につきましては、工事が進捗する中で、多量の地中埋設物の対応について、この協議により対応するものですが、建設業法第18条の請負契約の当事者は、おのおの対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結することを請負契約の原則とされていることから、今回の補正予算の承認を経て、変更契約の議決を得た後、事業者と本契約を締結するものでございます。

次に、3点目、契約上の業務負担とするなど強い表現をして対応するべきではないかと、これにつきましてでございますが、地中埋設物につきましては、当初契約時点では予測できないものでございます。不確定要素の事項を当初契約で取り決めることはできず、「協議による」としております。

こうした事項につきまして、組合が不当に支払いを拒んだ場合、下請業者への不払い等につながることから、今回のような適正な対応が必要となります。

次に、今後の対応でございますけれども、今回を含め、地中埋設物や地中ガスの発生等は、工事が進捗しなければわからない内容でございます。こうしたことに対応するた

め、協議によりそれぞれの事項に対応してまいります。

最後に、組合職員の人材確保という内容でございますが、公共工事の監理につきましては、工事内容に応じた監理体制が必要となります。今回のように、世界でも最先端技術によるプラント建設工事では、設計の審査や施工の承諾の審査及び工事監理においては、経験と知識を有した技術士が対応する必要があります。また、契約や法規面において、弁護士同等の能力を有する者、こうした対応も必要となります。このため、監理業務委託を含め、適正に対応しております。

以上でございます。

○議長（大石保幸議員） はい、石井議員。

○1番（石井通春議員） またお答えになっていないか、ちょっとすり替えも目立つ答弁でありました。

報告については、再三言っていますけれども、2年近く前に、このほとんどの大量の障害物の存在を把握していたわけですから、当然そこで報告すべきことだというふうに聞いたんですけれども、何もお答えになっておりません。契約内容の変更したのが確定したのが令和2年だからということだけでありまして、こういう答えしかできないのが、答えられないあかしだと思います。

それから、もう後の祭りですから、そればかり言っても仕方ありませんので、こういう重大な事実が出た時点で報告をするべきだという組合の中での内規的なものというものが必要じゃないですか。高額な増加となる要因にあつては把握していきたいというようなところが一定程度ありましたが、そういう気持ちがあるのであれば、そういう基準的なものといったものは自発的につくることはできるはずだと思います。この部分でまたお答えいただければと思います。

それから、契約書の解釈というか、業者言いなりになっていないかということで、つまりお答えが、県の設計変更ガイドラインというものがあつて、その要求水準書と質問回答書に相違がある場合は、優先順位は質問回答書になるというお答え言われましたが、この県のガイドラインというものにそもそも従う義務はありません。これは助言にすぎないはずだと思います。従うのは、志広組が取り交わした契約書のはずです。

相違がある場合は優先するとガイドラインに書いてありますが、事業者負担としている契約書、これを質問回答書のほうが組合負担としていけば、これは明白な相違であると思いますが、あくまでも協議によることだと質問回答書はしておりますので、これが

相違と言えるかどうか。相違は、私は、そこまで言うとそれはそれでいいです、これはガイドラインの話なので。仮に優先されるとしても、あくまでも「協議します」なんですよ。私は協議そのものを否定しておりません。なぜ組合負担としたのかと。「協議をするもの」イコール「組合負担とする」ではありませんからね。その組合の姿勢を聞いています。

契約書にも問答集にも、それから、ガイドラインとか、先ほど何とか、建設業法とか言いましたけれども、どこまで行っても、予期せぬ地中障害物除去は発注者負担とするとはどこまで行っても書いてないんですよ。それを組合が発注者負担としたんです、その姿勢。

水 i n g は、既に建設費用38億円、運営費用を含めて77億円もの巨額の請負工事を得ております。その上なぜ上乗せ請求されるのかと。納税者の立場は納得できないんじゃないんですかと。それを聞いてるんですね。契約書は、あくまでも受注者負担としているから、これは市民の側から見れば当たり前の感覚だと私は思います。税金は志広組のものではありませんので。納税者のものですから。その意味で、志広組が今回取った対応は何なのかと聞いておりますので、その点について、再度お答えをいただきたいと思います。

あと、下請が切捨てとか何かそういったことも言われましたんで、ちょっとおきますけれども、追加工事費を組合が拒んだ場合に下請けの単価切下げとか何かそんなことも言われましたが、もちろんその契約前に、全ての工事は予期せぬことが起こりますよ。そんなことで下請いじめが起こらないように、金額だけではなくて、運営面も重視したDBOという方式を採用したのは志広組のはずですよ。地元貢献という、そのDBOの中で評価点が高いところに、契約書の段階で、そういうことがないように評価点として入れればいい話ですから。DBOはそういう利点もあるわけですから。既にあるやり方を少し変えるだけで私は実現する話だと思います。これも反論があれば結構ですが、今言ったことに対して反論していただきたいと思います。

それから、最後の再発防止策も何ら示すことはありませんでした。協議によりまして対応していくということを繰り返せば、やがてはそれは業者言いなりになってしまうのではないかと。私が求めた再発防止策の「さ」の字もない答弁でした。非常に残念です。

その意味で私は職員の育成が大事だというふうにも言っているわけですが、この一連の答弁のすり替えの最高傑作というものをちょっとここにあるので指摘してお

きますけれども、「契約や法規で弁護士同等の能力を有する対応が要るので、全ての職員に求めることは困難」と答えていますが、私は職員に弁護士になれとか一言も言っておりません。私が言っているのは、業者と対等に渡り合える技術知識を持った職員の育成をしていくべきではないかと、こう言っているんです。こういうすり替えが今回非常に目立つ。うん。

で、もうこれ以上言っても無駄と感じますし、聞いている皆さんも嫌気差していると思いますから、あえて答えを求めるといふか、いたしませんけれども、先ほど来、言っているように、反論があれば、私の言っていることに対して反論していただきたいと。同じことを繰り返す答弁なら、もう時間の無駄ですので求めません。もうこれ以上質疑、回数制限でできませんからね。ですから、答えるなら、私が言っていることに対してしっかりと最後答えていただきたいと思います。

○議長（大石保幸議員） 当局から答弁を求めます。

○事務局次長（松田兼利） 議長。

○議長（大石保幸議員） 事務局次長。

○事務局次長（松田兼利） 再質問の1点目の報告基準につきましてでございますが、この報告基準につきましては、大規模工事の変更要素は複数で、高額な増減があっても、変更契約に至らない場合もございます。これによりまして、基準化につきましては難しいかと思っております。しかし、高額な増額となる要因、こうしたものにつきましては、把握した場合は速やかに報告していきたいと思っております。

次に、2点目の組合負担の姿勢ということでございます。

仮に今回の場合の地中埋設物が契約当初の段階で、物、数量、こうしたものがわかっていたらば、当然、その内容を建設業法で示すように、具体的に掲示して入札を行います。こうしたところが今回は地中埋設物、こうしたものはわかりませんものですから今回の対応をしていたと。当初からわかっているものであれば、それにつきましては、当然業者も見積りをします。それに対して当然の対価を組合は支払うこととなります。こうしたことから、当初でわかっている、これと同じような対応で今回も対応しておりますので、当初がわからなければ変更はしなくていいというような考え方で進めているものではございませんものですから、ちゃんと当初の契約においてあるものの対応を適正にしていっているものでございます。

次に、DBOの関係でございますが、しっかりした対応ということでございます。

こちらのものにつきましては、運営も含めての一括の発注でございますが、建設工事につきましては、公共と違う点につきましては、相手が設計している、これが違います。公設公営の場合は、組合で設計をして組合が発注する、こういった内容でございます。しかし、今回の場合につきましては、相手が設計して、それをしっかり審査をして、それに伴う建設費をお支払いする。契約においては、同じものでございます。そして、現在のプラントにつきましては、相手の資産ではなく、組合の資産となります。当然やり方は違いますけれども、内容につきましては同様でございますので、その資産取得に必要な分、こうしたものを適正に負担する、そうしたものの取組みが必要かと思っております。

次に、業者と対等に渡り合える職員の育成ということでございます。

当然契約におきましては、双方対等に行うことでございます。本職員につきましても、当然そうした交渉、そういうものがきちりできている職員が対応しております。

今後、そうした職員の人材確保ということでございますけれども、こうしたプラント建設等がある等、そうした都度都度でやはり対応は異なるかと思っておりますので、そうしたことを踏まえて、育成についても対応していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大石保幸議員） 以上で、質疑を終わります。

ここで、しばらく休憩いたします。

休憩中に、上程議案1件に対する討論のある方は通告願います。

午前10時46分 休憩

午前10時47分 再開

○議長（大石保幸議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、上程議案1件に対する討論を行います。

通告がありますので、発言を許します。

1番 石井通春議員。

○1番（石井通春議員） 令和2年度志太広域事務組合一般会計補正予算（第3号）中、新藤枝環境管理センター工事に伴う地中障害物除去事業に基づく追加工事2,739万円に反対討論を行います。

浄化槽汚泥とし尿処理するための藤枝大洲に新たな環境管理センター建設工事が完成

間近に迫っております。ところがこの予算で突然、処理棟敷地の約3分の2に720㎡もの新たな地中障害物の存在がわかり、その除去に迫られての今回の工事費の補正予算です。

私は、こうした工事で不測の事態はもちろん起こり得るものでありまして、その対応を迫られる場合も当然あると思いますが、組合の取った態度は、あまりにも業者言いなりで、説明責任を果たすものではないと思います。

まず、組合と業者が締結した契約書には、地中障害物の存在が確認された場合は、監督員、組合の承諾により、受注者の負担において適切に処分するとあります。当然組合は納税者の立場で、たとえ予期しなくても、大量であっても、業者に負担させればいいのです。業者に不満があろうと、契約書がこうなっている以上、従わざるを得ないはずですよ。

ところが、組合は業者との問答集で、組合が「協議によるもの」としていることから、単なる助言にすぎない県のガイドラインとか建設業法の無関係な部分を持ち出して組合負担を正当化しました。「協議によるもの」イコール「組合負担とする」ではありません。納税者は既に水ingに対し運営費合わせて77億円以上の負担をしております。この上さらに追加工事が必要になったからといって、なぜ負担しなければいけないのか。こうした問いに対しましては、何ら答えはありませんでした。

基本となるのは契約書です。ここにはっきり書いてある受注者負担という立場で協議をするべきでした。この契約書に対して勝るとも思われない薄い根拠を持ち出して、組合負担、イコール市民負担ですが、これを強いることは、たとえ負担を減らす努力をしたといえども、認めるわけにはいかないとします。

次に、議会に対する説明責任です。

大量の土砂の存在の事実は、約2年前の平成31年2月に組合は把握しています。この間、議会には二度にわたりまして工事の進捗状況の報告がありましたが、一切この件は知らされませんでした。報告が遅れた理由を組合は、契約変更が確立した時点で今回に至ったと述べておりますが、行政は、重大な事実、アクシデントが起きた時点で報告するのが当たり前ではないでしょうか。こんな詭弁は聞いたことがありません。既に埋め立てられておりますから、今からこの工事が必要だったかどうかという検証のしようもありません。

最後に、私は今日の議論で、批判だけではなくて、何とか建設的な話にならないかと

考えて、報告書の基準づくりや再発防止策、契約書での工夫、職員の育成といった観点から今後の具体策の取組みを促す質問を組み入れました。しかし、その全てが、正面から答えないか、すり替えか、無回答といったありさまでありまして、甚だ残念に感じてなりません。こういう状況を許容していけば、業者言いなりで、巨額の工事負担がさらに増え、住民の負担が増えることにつながり得ません。

以上、反対の討論といたします。

○議長（大石保幸議員） ほかに通告がありますので、発言を許します。

4番 松島和久議員。

○4番（松島和久議員） 議長、4番 松島。

○議長（大石保幸議員） はい、松島議員。

○4番（松島和久議員） 私は、ただいま上程されております第14号議案、令和2年度志太広域事務組合一般会計補正予算（第3号）について、賛成討論を行います。

今議会に提案された議案は、市民生活に欠かすことができない、ごみ処理、し尿処理に係る予算の補正であります。

まず、ごみ処理費については、市況の変化による処理単価の上昇、及び、生活様式の変化による処理量の増加に伴う予算の補正であり、資源ごみを適正に処理するため、必要な経費を手当てしたものと考えます。

新環境管理センターの建設費については、建設工事の支障物を速やかに撤去したものであり、工事請負契約、県のガイドライン等に則り、適切に処理されているものと考えます。

また、補正額については、請負業者と価格交渉等協議をした結果によるものであり、適切であると考えます。

債務負担行為補正については、大井川・藤枝両環境管理センターについて、新施設稼働に伴う現施設の閉鎖に係るものであり、円滑な事業執行を図るため必要なものと考えます。

一方、事業執行の財源は、二市からの分担金であり、市民の税金であります。このことを念頭に置き、効率的・効果的な事業執行を要望し、本案に賛成するものであります。

以上、通告いたしました議案につきまして、賛成討論をいたしました。議員各位の御賛同をいただき、賛成をお願い申し上げ、賛成討論といたします。

○議長（大石保幸議員） ほかに通告はありませんので、以上で、討論を終わります。

これから、上程議案1件の採決を行います。

第14号議案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（大石保幸議員） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これで会議を閉じ、令和2年12月志太広域事務組合議会臨時会を閉会いたします。

午前10時54分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議長 大石 保幸

会議録署名議員 松島 和久

会議録署名議員 青島 悦世